

様式第4号(第6条関係)

平成23年度 第4回
奈良市入札監視委員会 定例会議審議概要

開催日	平成24年1月13日(金)	
開催場所	奈良市役所北棟5階 第21会議室	
出席委員	委員 長 川勝 健志 委員 藤本 勝美 委員 井上 善雄	
審議対象期間	平成23年9月 1日 ~ 平成23年11月30日	
抽出案件	件数	(備考) 今回の会議では次のとおり審議が行われた。 1. テーマに基づいた個別案件の審議について テーマ1: 随意契約の是非 5件 テーマ2: 指名競争入札の是非 2件 テーマ3: 入札不成立 3件 2. 奈良市入札制度の変遷について 3. その他 対象案件数 奈良市168件 奈良市水道局61件
一般競争入札	2	
指名競争入札	3	
随意契約	5	
合計	10	
委員からの意見・質問・回答等	別紙のとおり	
委員会による意見具申の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・最低制限価格の設定についてはダンピングを防ぐという目的から適正に定めなければならない。 ・入札制度について受注者が自由に意見を発信でき、発注者が受信できるチャンネルがあればよい。 ・今まで議論を重ねてきたことについて入札監視委員会において論点整理をする必要があるのではないか。 	

別紙

質問・意見	回答
1. テーマに基づいた個別案件の審議について	
<p>・テーマ1 随意契約の是非について「議案番号1 2号炉バクフィルタ用ろ布取替工事」「議案番号2 交通シミュレーション業務委託」「議案番号3 近鉄西大寺駅南土地地区画整理事業に伴う歩行者専用道路詳細設計業務委託」「議案番号4 口径75～25耗配水支管移設工事(1工区)」「議案番号5 口径100～25耗配水支管移設工事(2工区)」</p>	
<p>委員 ・議案番号1についてですが、随意契約の相手方は炉自体を施工されたのですか。</p>	<p>事務局 ・違います。排ガス施設の工事業者です。</p>
<p>委員 ・議案番号1は入札不成立案件でしたが、他の業者は辞退しているわけですね。このような工事では、行政が入札したいと思っけていても業者が事実上抵抗しているわけですね。</p>	<p>事務局 ・他社のメーカーの製品には手を出さないと意味ではそうですね。</p>
<p>委員 ・入札不成立の際入札書は未開封となっておりますが、なぜ開封しないのですか。</p>	<p>事務局 ・契約規則で「入札者が1者の場合は成立しない」と決めておまして、現行では開札には至らないことを根拠に開封しておりません。</p>
<p>委員 ・開封しない義務まであるのですか。開封することにより随意契約の交渉材料にすることは出来ないのですか。</p>	<p>事務局 ・提出された書類を見ることに法的な問題はないと思います。契約金額を下げるためのひとつの参考として、見ることはありえるかなと思います。しかし、指名競争入札であれば、通常1者入札は指名替えをして再度入札をしますので指名替えをしない場合は開封しても良いかと思ひます。</p>
<p>委員 ・このような施設の保守料について最初に取り決めをし、受注者に協力を求めるような方向性を考えてみてはどうですか。</p>	<p>事務局 ・施設を建設するときメンテナンスも含んだ包括契約というやり方もあります。</p>
<p>委員 ・議案番号3についてですが、落札率が100%ですが予定価格を値切っているからこのような結果になっているのですか。</p>	<p>事務局 ・この案件については鉄道事業者自体がコンサル業者に委託しますので、その中で入札が行われ清算され、返金されます。最終的な金額はこれより下がります。</p>

<p>委員</p> <p>・このような最終的な金額が違うという契約方法は全ての随意契約のケースに当てはまるわけではないですね。</p>	<p>事務局</p> <p>・はい特別なケースです。</p>
<p>委員</p> <p>・議案番号4、5の事例は説明によりますと最初からこれが想定されていたということですが、下水道工事と水道工事を一緒に発注出来なかったのでしょうか。</p>	<p>事務局</p> <p>・以前この監視委員会でも説明させていただいていましたが、一本化は難しいと回答させていただいております。</p>
<p>委員</p> <p>・組織上の問題なのか分かりませんが、随意契約や指名競争入札を減らしてゆく方向に持っていかないと全体的に水道局の工事費が下がってこないのではないですか。</p>	<p>事務局</p> <p>・下水道や街路の工事をするときに水道管が邪魔になり管をよけないと工事が出来ないという状況が発生すると水道局に移設をして下さいという依頼がまいります。その依頼に基づき協議を重ね移設が必要であると判断した時に、地域に一番迷惑がかからない方法ということで随意契約をしております。</p>
<p>委員</p> <p>・最初から分からないのですか。下水管と上水管がどこを通っているかという図面はないのですか。</p>	<p>事務局</p> <p>・実際には現地調査の際に現地で協議をし、これは移設してもらわないといけないとか、移設しなくても良い等現地での判断になることが多々ございます。図面はございますが、古い管になりますと竣工図面が間違っていることも多いというのが実情でございます。また、初めからこの現場は当たるということで調整に来られる工事もあります。</p>
<p>委員</p> <p>・設計はどのようになっているのですか。</p>	<p>事務局</p> <p>・上水工事の設計をする際に、下水工事の金額と上水工事の金額を合算しまして、合算調整をし、諸経費率を下げた元々の価格より30%程度安くなるような設計金額を計上しております。</p>
<p>・テーマ2 指名競争入札の是非について「議案番号6 大和中央道(敷島工区)ほか現場技術業務委託」「議案番号7 口径150～50 耗配水支管改良工事及び電気防食設備設置工事」</p>	
<p>委員</p> <p>・議案番号6ですが、最低制限価格を設定す</p>	<p>事務局</p> <p>・落札金額が最低制限価格と離れた結果にな</p>

<p>る意味はあったのでしょうか。予定価格そのものがかかなり厳しかったのでしょうか。</p>	<p>っているわけですが、この業務は設計を任せるといったものではなく、技術者を現場に張り付けるといった業務でありまして、極めて人件費の割合の高いものでしたので、このような結果になったのではないかと考えております。</p>
<p>委員 ・議案番号7は落札率が97.82%と随分高いですがなぜですか。</p>	<p>事務局 ・内容的には単純な配水管の工事ではなく、軌道敷の下にある配水管が漏水していたものを修繕する工事であります。既設管の中に新たな管を挿入するという特殊な工法を使った仕様になっております。また、電気防食設備設置工事という電気関係の工事が半分程度の業務内容で入っております。また鉄道軌道上の安全運転のための安全確認など、様々な要素が組合わさった工事でありますので、高い落札率となったと推測されます。</p>
<p>委員 ・議案番号7はJRの軌道敷の下の工事ですが、近鉄とは違いJR西日本では直接このような業務は請け負わないことになっているのですか。</p>	<p>事務局 ・この件につきましては、事前にJRとも近接協議等をしていく中で、今回の工事は直接掘削する作業がございませんのでJRの判断で水道局が施工しなさい、ただし施工にあたっては軌道の確保、鉄道施設の保全を最優先するために指定工事業者での施工をして下さいということになりましたので、水道局に登録のあるJR指定工事業者を指名して入札に付しました。</p>
<p>テーマ3入札不成立について「議案番号8 1号炉排ガス施設点検整備及びその他補修」「議案番号9 灰污水处理装置点検整備補修」「議案番号10 環境騒音等測定業務」</p>	
<p>委員 ・議案番号8については随意契約で既に契約されたのですか。どのくらいの金額で契約されたのですか。</p>	<p>事務局 ・予定価格より安い金額で既に契約しております。</p>
<p>委員 ・議案番号8のような施設で入札が成功している他市の事例はあるのですか。</p>	<p>事務局 ・2年ほど前100都市ほどのごみ処理施設を調査しましたが、約90%が随意契約でした。ポンプ等は一般競争入札でしている都市</p>

	<p>においても焼却炉本体は特命随契でしております。設置業者しか触れないという理由で。施設の性能を維持しなければならず、また1年中運転している中で何時でも対応できるか等も重要になってきますので設置業者に頼らざるを得ないということになっていると思います。</p>
<p>委員 ・議案番号10について予定価格の設定自体がおかしかったということはないのですか。</p>	<p>事務局 ・仕様を一部変更し再度指名競争入札を行った際に、測定機器の設置条件を変えたと聞いております。</p>
<p>2. 奈良市入札制度の変遷について</p>	
<p>・奈良市入札制度の変遷と今後の方向性について事務局より説明</p>	
<p>委員 ・総合評価の落札結果が出ておりますが、逆転はありましたか。</p>	<p>事務局 ・はい。総合評価の評点が高く、金額の一番低い業者を逆転した事例は何件かございます。</p>
<p>委員 ・入札制度について業者からの苦情はありますか。</p>	<p>事務局 ・最低制限価格の3%制度について「当てもの」ではないのかという意識はあると思います。</p>
<p>委員 ・入札制度改革を進めてこられて格付けの高い業者の応札率が減ってきたということはありませんか。</p>	<p>事務局 ・そのような認識はありません。ただ、電子入札を始めた関係で下位ランクの方が参加されなくなっているということがあります。それについてはパソコン操作等が関係していると考えております。</p>
<p>委員 ・改革を進める上で業者の意見は聴取されているのですか。</p>	<p>事務局 ・いいえしておりません。こちらから積極的に意見を求めているわけではないですが、出てきた意見については参考にさせていただいております。</p>
<p>3. その他について</p>	
<p>委員 ・通常入札監視委員会といいますと、ランダムに案件を抽出して審議するという形式的なものに過ぎないということが他の自治体</p>	<p>事務局 ・奈良市としては審議とチェックを頂いた中で、問題提起もありましたし、こうしたらどうかという意見も頂いておりますので、2年</p>

にも見られることですが、この委員会では毎回テーマを決めてそれに基づくような形でなぜその案件を抽出するのかという理由までつけて議論しており、他の自治体ではやっていないことまで踏み込んで議論しており積み重ねてきたものもあると思います。1年が経過し少なくとも論点整理くらいまではしたほうがよいのかと思うのですが。

任期の中間ですが1年間のまとめをいただけたらという思いがあります。